

中国におけるインフォーマル金融の制度化

麗澤大学 陳 玉雄

中国におけるインフォーマルな金融活動は、犯罪的な資金の流れである「地下金融」と、正常な経済活動のための資金を供給する非公式なルートである「インフォーマル金融」との二つがある。本報告は、後者を扱う。インフォーマル金融が民営中小企業と個人の資金調達に大きく寄与してきたことは明らかにされている（陳玉雄『中国のインフォーマル金融と市場化』麗澤大学出版会、2010）。

計画経済期では、財政による資金の一元的な配分体制が敷かれ、金融部門全体が消滅された下、唯一個人への救済的な貸出が認められていた。改革開放になってから、政府は公的金融機関と資金的な競合の恐れがある民間の金融組織の活動を禁止した一方、互助的な個人間貸借を認めた。これを利用し、民営中小企業が事業資金、とりわけ創業初期の資金を調達してきた。その中で、インフォーマル金融組織（仕組み）は、個人・集団所有などの名義で活動してきた。これに対して、政府、特に地方政府は黙認するケースが多いが、問題が発生したときに取締りを行う。

これらのインフォーマル金融の一部に対する制度化の試みがなされてきたが、個別の事例を除きほとんど失敗に終わった。2007年から、既存銀行の支配を条件に「新型農村金融機関」の新設が認められた。既存銀行によるインフォーマル金融を囲い込むという政策当局の意図が見えるが、明治期の日本における「重複金融仲介」（寺西重郎『工業化と金融システム』東洋経済新報社、1991、19頁）のようなものに発展する可能性がまったくないとはいえない。